平成２７年（フ）第４７８号
広島市安佐南区東野１丁目20番12号
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３８号
福岡市早良区原４丁目６番26―203号
債務者　平田須美子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４３号
福岡市中央区小笹１丁目10番52―204号
債務者　神谷　千夏
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５６号
福岡市中央区地行１丁目７番19号
債務者　藤原　高一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５７号
福岡県大野城市大城１丁目１番13号　グローリア３号
債務者　樺木　清美
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８１号
福岡市早良区原５丁目８番16号
債務者　松尾陽四郎
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１８号
福岡市博多区諸岡５丁目３番６―403号
債務者　真崎　剛志
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷134番地18Ａ棟303号
債務者　桑野　　満
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第４１８号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番５号
債務者　谷口　　彰
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１９号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番５号
債務者　谷口三保子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
山梨県甲府市堀之内町772番地　ジュネパレス向井307、前住所山梨県甲府市下曽根町514番地
債務者　志村　　透（旧姓荻原・志村・平川）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番２―407号
債務者　伊藤　寿夫
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８９号
青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通10番地10、前住所青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外24番地11　レジデンス高蔵101号室
債務者　千葉由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
神戸市北区広陵町３丁目201番地
債務者　丸太　雅代
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４０号
神戸市中央区上筒井通７丁目３番８号　ときわ上筒井レクラン206号室
債務者　宮城　裕也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４４号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―304号、従前の住所神戸市灘区岩屋中町３丁目１番20号　サンシャイン灘301号室
債務者　佐藤　克巳
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４５号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―304号、従前の住所神戸市灘区岩屋中町３丁目１番20号　サンシャイン灘301号室
債務者　佐藤　邦夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部